

# 円山動物園周辺道路交通整理及び入園者誘導等業務仕様書

円山動物園周辺道路交通整理及び入園者誘導等業務に関する業務仕様は、次のとおりとする。

## 1 業務概要

### (1) 業務目的

本業務は、ゴールデンウィーク期間における円山動物園周辺道路の通行車両の円滑な運行と歩行者の交通安全を確保するとともに、園内においては、アジアゾーン・は虫類・両生類館・ホッキョクグマ館・アフリカゾーン・ゾウ舎内などの観覧・通行に関して、入園者が安全・快適に観覧できるよう誘導・案内等を行うことを目的とする。

### (2) 履行期間

令和2年4月29日から令和2年5月6日まで（8日間）

## 2 業務従事日、時間、数量

### (1) 業務従事日及び委託者の指定する場所（以下「ポスト」という。）及び予定ポスト数について

下表のとおりとする。ポスト数及び基本時間については下記(2)及び(3)に記載しているとおり、状況に応じて委託者と受託者協議のもと変更することがある。

従事日	ポスト数	基本時間
4月29日（水・祝日）	園外交通整理：30ポスト	《園外交通整理》 8：00～15：00（7h）
4月30日（木）	園内誘導案内：20ポスト	
5月1日（金）	※内訳	《園内誘導案内》 8：30～15：30（7h）
5月2日（土）	アジアゾーン：2ポスト	
5月3日（日・祝日）	は虫類両生類館：3ポスト	
5月4日（月・祝日）	ホッキョクグマ館：6ポスト	
5月5日（火・祝日）	アフリカゾーン	
5月6日（水・祝日）	カバ・ライオン館：2ポスト キリン館：1ポスト ゾウ舎：6ポスト	

※ 基本時間とは、すべての従事者が配置場所に到着して、誘導や規制等を開始する時刻から終了する時刻までである。

### (2) ポスト数の変更について

交通規制の実施日については、4月上旬頃に北海道警察札幌方面西警察署との協議により決定される予定であるため、交通規制実施日が変更となる場合は、その予定に合わせたポスト数に変更することとする。

事前に従事日の交通規制を実施しないことが決定した場合、開始時より園外交通整理を30ポストから9ポストに削減する。

### (3) 業務時間の変更について

上記(1)の基本時間については、状況に応じて委託者・受託者協議のもと、時刻の変更ができるものとする。ただし、これによる契約単価の割増しは行わない。

(4) 契約単価について

契約単価に各ポストの合計従事時間を乗じた金額を支払うものとする。

なお、契約単価とは休憩時間を考慮し人工数を加算したものであり、休憩等によって設定されたポスト数が不足することは認めない。

従事時間数の取り扱い単位は30分(0.5時間)単位とし、各日、ポストごとに取り扱い単位に満たない部分については切り捨てとする。

(5) 受託者は委託者の指示により、委託者が北海道警察札幌方面西警察署より貸与を受ける交通標識(直径50cmサイズの標識及び支柱を18セット程度)の借り受け時、及び返却時の運搬を行うものとする。なお、借り受けは4月20日(月)、返却は5月7日(木)を予定しているが、詳細については契約後に調整するものとする。

※北海道警察札幌方面西警察署：札幌市西区西野2条5丁目3番60号

### 3 業務内容

- (1) 受託者は、第1項の目的を達成するため、ポストに警備員(交通誘導警備員)を配置し、通行車両及び入園者を適切に誘導・案内し、安全・快適に通行及び観覧してもらうよう努めるとともに、園内外の警備範囲における安全確保のため、不審物の有無の確認等、積極的に行うこと。
- (2) 受託者は、周辺道路及び園内の混雑を緩和するため、駐車場利用者及び観覧待ちの方の整理・誘導を行うとともに、違法駐車や車列への不正な割り込み等の防止に努めること。
- (3) 受託者は、委託者の指示により、円山公園駐車場案内看板の「満車」・「時間待ち」等、表示板の入替えを行うものとするとともに、駐車場混雑状況を駐車場利用希望者に周知すること。
- (4) 受託者は、所轄警察署より交通規制の連絡があった場合は、速やかに委託者に通報するとともに、指定場所に交通規制標識の設置または撤去を行い、進入車両の誘導を行うこと。
- (5) 交通規制開始直後及び交通規制解除後に、自転車用通路確保のためのセーフティコーンの移動を委託者の指示に基づき行うこと。
- (6) 受託者は、委託者の指示により駐車場混雑状況等を駐車場利用者に周知すること。また園内での観覧誘導について変更を行う場合は、変更前に委託者に無線等で許可を得るとともに、各ポスト警備員に遺漏のないよう伝達、指示をすること。また、その情報を速やかに入園者に周知し理解をしてもらうよう努力すること。なお、混雑が緩和した際には、入園者になるべくゆっくり観覧してもらえよう規制の解除、変更を速やかに行うこと。
- (7) 受託者は、入園者の混雑状況により、円滑に観覧できるよう観覧通路のセーフティコーン等の移動を、適宜迅速に行うこと。
- (8) 受託者は、警備に必要な案内・誘導看板については委託者と協議し、円滑な誘導等ができるよう表示内容を検討したうえで必要数作成し使用すること。また、拡声器等についても受託者が必要数準備することとするが、動物の状況次第では使用を制限する場合がありますので委託者の指示に従うこと。
- (9) その他委託者の指示する業務を行うこと。

#### 4 ポスト等

受託者は、次のポストに交通整理員、観客誘導員を配置し、前項の業務のほか各ポストの業務を行うものとする。なお、道路及び園内の混雑状況等によりポストの配置を変更する場合がある。

##### (1) 周辺道路の交通整理ポストの基本的な役割

(令和2年度交通誘導警備員等配置図※交通規制を行う日 参照)

ポスト名	位 置	役 割
ポスト1	宮の森1-14 円山陸上競技場側交差点付近	進入車両への車線案内、大倉山方面から来る車両の交互進入調整
ポスト2	宮の森1-14 円山陸上競技場側交差点付近	進入車両への車線案内、テニスコート方面から来る車両の交互進入調整
ポスト3 ポスト4	宮の森1-7 藻岩山麓線三叉路	委託者指示の下、規制交通標識設置・撤去、車線案内及び交通規制時は進入禁止指導
ポスト5	第一駐車場内	西門前での車両誘導
ポスト6	第一駐車場出入口	出庫車両への車線案内及び交通規制時は進行方向の指導
ポスト7	円山総合運動場入口向い側歩道（緑地帯）	第一駐車場への右折進入禁止周知
ポスト8	円山総合運動場入口付近	運動場進入車両への車線案内及びバス停付近スペース確保
ポスト9	円山総合運動場入口向い側歩道	車線案内及び横断歩道での歩行者安全確保
ポスト10	円山動物園通用門付近	業務全体を把握し、違法駐車及びUターン車両の防止、園内の誤侵入防止指導
ポスト11	円山動物園正門前信号機付近（横断歩道）	歩行者の安全誘導及びロータリーからの進出車両誘導
ポスト12	円山動物園正門向い第二駐車場出入口付近	歩行者の安全誘導及び車両の安全誘導並びに車列発生時の追い越し車両規制
ポスト13	円山動物園正門向い側歩道前	ロータリー進入迂回車両の安全誘導、タクシーの過剰な台数調整（タクシー協会立会い）
ポスト14	円山動物園正門前横断歩道	歩行者の安全誘導及び車両の安全誘導
ポスト15 ポスト16	円山動物園正門前	ロータリー内での車両誘導（タクシーと一般車両の動線確保・誘導等）
ポスト17	市営総合運動場テニスコート付近	進入車両への車線案内及び駐車場満車案内表示板の表示及び撤去
ポスト18	宮の森1-10 交差点付近	進入車両への車線案内及び駐車場満車案内表示板の表示・撤去、No8 満車表示も担当（車列発生時の右折進入禁止周知）
ポスト19	円山公園脇歩道（車列の長さに合わせて適宜移動すること）	駐車場待ち車列が伸びた場合に適宜車列の整理・誘導
ポスト20	神宮駐車場前	神宮駐車場への右折進入禁止指導（看板設置により誘導可能であれば、統括指示の下、適宜他ポストへ移動）
ポスト21	坂下グラウンド公衆トイレ付近横断歩道	歩行者の安全誘導及び違法駐車防止指導 交通規制に合わせ自転車レーン用のセーフティコーン設置・収容
ポスト22	南1西28 マンション横交差点	委託者指示の下規制交通標識設置・撤去、交通規制時の生活道路からの動物園側への進入禁止指導（ただし、マンション住民は除く）

ポスト 23	南 1 西 28 交差点付近（南側）	車両進入禁止指導及び環状通経由来園者の動物園迂回経路指導
ポスト 24	南 1 西 28 交差点付近（北側）	南 1 条通経由来園者の動物園迂回経路指導
ポスト 25	大通西 28 交差点付近	大通経由来園者の動物園迂回経路指導及び周辺ポストの補助
ポスト 26	北 1 条通交差点付近	北 1 条通経由来園者の動物園迂回経路指導および、動物園車列案内
ポスト 27	車列最後尾（最後尾に合わせて移動すること）	常に車列の最後尾で案内看板掲示、車列誘導を行うと共に臨時駐車場案内のチラシ配布を行う
ポスト 28	全体補助	西門前入園者整理、車両誘導、シャトルバス、路線バス乗り場案内及び西門から駐車場へのお客様安全確保等、適宜全体統括の指示により整理・誘導を行う（満車看板表示作業も含む）。 北一条交差点付近にて、南進車両に対して円山公園駐車場利用者への北一条交差点右折の誘導も適宜行う。
ポスト 29	全体補助	
ポスト 30	全体統括	円滑に業務を行うよう委託者との連絡調整及び全ポストの補助、監督等

※ポスト 7・8・12・13・15・16・23・24・25・26・29・30 は交差点及びロータリーにおける車両の迂回指示や、Uターン車両の防止等、安全確保において重要な役割を担うため、ここに従事する交通整理員については国家資格である「交通誘導警備業務検定 1 級または 2 級」の取得者を配置させること。

## (2) アジアゾーン観客誘導ポストの基本的な役割

(※アジアゾーン警備体制図参照)

ポスト名	位置	役割
アジア ポスト 1	熱帯雨林館側の高山館出入口付近	レッサーパンダ展示場屋内外の観客混雑時の観客誘導、禁煙注意、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等
アジア ポスト 2	アジアゾーンメイン通路または高山館レッサーパンダ屋外放飼場前通路	

なお、アジアゾーン各館の混雑状況次第では、委託者受託者協議のうえポスト数を減らし、その分を園内巡回等にあてることとする。

## (3) は虫類・両生類館観客誘導ポストの基本的な役割

(※は虫類・両生類館警備体制図参照)

ポスト名	位置	役割
は虫類 ポスト 1	は虫類・両生類館入口及び類人猿前通路	規制セーフティコーン並べ、入口への誘導及び規制案内、禁煙注意、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等
は虫類 ポスト 2	は虫類・両生類館入口を入ってすぐのセンターラボ前	一方通行誘導及び規制案内、禁煙注意、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等
は虫類 ポスト 3	は虫類・両生類館内小型動物展示通路入口及び通路内	一方通行誘導及び規制案内、禁煙注意、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等

なお、は虫類・両生類館の混雑状況次第では、委託者・受託者協議のうえポスト数を減らし、その分を園内巡回等にあてることとする。

(4) ホッキョクグマ館観客誘導ポストの基本的な役割

(※ホッキョクグマ館警備体制図参照)

ポスト名	位 置	役 割
ホッキョクグマ館 ポスト1	ホッキョクグマ館屋外放飼場入口付近	ホッキョクグマ展示場混雑時の観客誘導、禁煙注意、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等
ホッキョクグマ館 ポスト2	屋内放飼場トイレ前	屋内放飼場トイレ利用者の整理及び他施設トイレの案内、エレベーターの取り扱い
ホッキョクグマ館 ポスト3	アザラシ放飼場付近（屋外中央）	アザラシ屋外放飼場観覧者の誘導及び混雑時の下り階段の入場規制、エレベーターの取り扱い
ホッキョクグマ館 ポスト4	アザラシ放飼場付近（屋外階段前）	観客の屋外階段への誘導及び混雑時の入場規制、エレベーターの取り扱い
ホッキョクグマ館 ポスト5	屋内トンネル入口付近	屋内放飼場トイレ利用者の整理及び他施設トイレの案内、エレベーターの取扱
ホッキョクグマ館 ポスト6	屋内トンネル出口付近	観客の誘導及び混雑時の入場規制、エレベーターの取扱

なお、ホッキョクグマ館の混雑状況次第では、委託者・受託者協議のうえポスト数を減らし、その分を園内巡回等にあてることとする。

(5) アフリカゾーン カバ・ライオン館観客誘導ポストの基本的な役割

(※アフリカゾーン カバ・ライオン館警備体制図参照)

ポスト名	位 置	役 割
カバ ポスト1	サバンナストリート中央付近	展示場混雑時の観客誘導、禁煙注意、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等
カバ ポスト2	カバ・ライオン館西門側入口、カバ屋外プール付近	規制セフティーコーン並べ、入口への誘導及び規制案内、禁煙中止喚起、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等

なお、カバ・ライオン館の混雑状況次第では、委託者・受託者協議のうえポスト数を減らし、その分を園内巡回等にあてることとする。

(6) アフリカゾーン キリン館観客誘導ポストの基本的な役割

(※アフリカゾーン キリン館警備体制図参照)

ポスト名	位 置	役 割
キリン ポスト1	キリン館内ダチョウ、サーバルキヤット観覧通路	一方通行誘導及び規制案内、禁煙注意、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等

なお、キリン館の混雑状況次第では、委託者・受託者協議のうえポスト数を減らし、その分を園内巡回等にあてることとする。

## (7) ゾウ舎観客誘導ポストの基本的な役割

(※ゾウ舎警備体制図参照)

ポスト名	位置	役割
ゾウ舎1	全体総括	円滑に業務を行うよう委託者との連絡調整及び全ポストの補助、監督等
ゾウ舎2	ゾウ舎入口通路前	観客入口通路への誘導及び観覧待ち行列の整理（最後尾）
ゾウ舎3	ゾウ舎入口自動ドア前	観客入口通路への誘導及び観覧待ち行列の整理（最前列）および混雑時の入場規制
ゾウ舎4	ゾウ舎2階観覧通路	ゾウ舎2階観覧通路の誘導及び混雑時の入場規制
ゾウ舎5	ゾウ舎2階展示室	ゾウ舎2階展示室の誘導、禁煙注意、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等
ゾウ舎6	ゾウ舎1階展示室	ゾウ舎1階展示室の誘導及び観覧修了者の誘導、禁煙注意、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等

なお、ゾウ舎の混雑状況次第では、委託者・受託者協議のうえポスト数を減らし、その分を園内巡回等にあてることとする。

※ポスト1に従事する誘導員については国家資格である「雑踏警備業務検定1級または2級」の取得者を配置させること。

## 5 報告

- (1) 受託者は、業務中事故等が発生したときは、必要な措置を行うとともに速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、道路の状況等によりポスト位置の変更が必要になった場合は委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、委託者から道路状況等について報告を求められたときは、速やかに回答できるよう常に道路の状況を把握するものとする。
- (4) 受託者は当日の業務を、日誌により委託者に報告するものとする。

## 6 再委託について

本業務はその性質上、業務の一部の再委託を容認する。

再委託を行う場合、警備業法、労働者派遣法、関係法令を順守し、当該部分の開始前に、再委託申請書の提出を行い委託者の確認を得ること。再委託申請書については、再委託先、契約期間、再委託の範囲を明確にすること。

また、再委託を行う場合には、下請事業者ごとに直接雇用関係にあるポスト外の責任者を配置すること。

なお、再委託の相手方については、札幌市競争入札参加等措置要領第7条により、参加停止期間中の者を用いることはできない。

再委託を行う場合においても、本契約に係る責任は受託者が負うものとする。

## 7 提出書類

契約後、業務開始までに以下の書類を提出すること。

- ・業務体制表（すべての事業者の従事者の氏名、責任者の氏名、必要資格証の写し、連絡先を記載すること。）

- ・その他、委託者の指示するもの

業務の完了時、ただちに以下の書類を提出すること。

- ・業務日誌
- ・従事ポスト数、従事時間計算書
- ・完了届

## 8 その他

- (1) 受託者は、全ポスト従事者にはすべて携帯無線機等を配備し、連絡指示を確実に行うこと。また、委託者との業務連絡用として2台の無線機を受託者が用意するものとし、委託者からの無線連絡については、業務時間中は確実に応答できる体制をとること。
- (2) 受託者は、業務に従事する者には、制服を着用させること。再委託を行う場合については、事業者ごとに制服を着用し、本業務に従事していることが容易に判別できる腕章等を付けさせること。
- (3) 受託者は、業務に従事する者に、周囲の道路状況及び園内の状況について情報共有をすること。
- (4) また、園内を担当する者に対しては、トイレの位置や授乳室等の基本的な情報について、お客様に案内できるように教育すること。
- (5) 誘導警備員の詰所や車両停車場所については、委託者・受託者協議の上、決定することとする
- (6) 園内敷地ではすべて禁煙である、車両停車場所や屋外も含め喫煙は行わないこと。
- (7) 受託者は、本業務について疑義が生じたときは、委託者と協議すること。